

# ○入院時食事療養費について

入院時の食事について自己負担額が変わります。

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和8年6月1日から

入院時食事療養費及び入院時生活療養費(入院中の食事自己負担額)が以下の通り引き上げられました。

これに伴い、令和8年6月1日より下記のように負担額が変更になるため、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

## 【入院時食事療養費の標準負担額】

70歳未満	70歳以上	標準負担額(1食あたり)		
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から	
区分「ア」	現役並み所得者Ⅲ	510円	550円	
区分「イ」	現役並み所得者Ⅱ	(指定難病患者)	(指定難病患者)	
区分「ウ」	現役並み所得者Ⅰ	300円	330円	
区分「エ」	一般所得者			
区分「オ」	低所得者Ⅱ	90日以内	240円	270円
		90日超	190円	220円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	130円	

※所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養費の自己負担額が定められています。

※公費医療等により、自己負担金額が異なる場合があります。

## 【居住費負担額】65歳以上で療養病床に入院した時

所得区分	居住費負担額(1日につき)	
	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
65歳以上		
現役並み所得・一般・低所得Ⅱ・Ⅰ	370円	430円

令和8年6月1日

鎌倉ヒロ病院